

**全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案に対して寄せられた御意見について**

令和5年1月17日  
厚生労働省保険局

厚生労働省では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案について、令和5年10月5日（木）から同年11月3日（金）までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正において、後期高齢者医療の保険料について激変緩和措置を講じられていますが、その財源については明記されていません。このことについて、新聞記事等によれば「各広域連合で6・7年度の保険料率を設定する際に、激変緩和措置に必要な財源を含め、2年間で財政が均衡するように保険料率を設置する」とされていますが、これが事実であれば、激変緩和措置を講じるため保険料を増額するということであり、激変緩和措置の名を借りて保険料増の負担を他の被保険者に転嫁するにすぎず、本末転倒ではないでしょうか。</p> <p>激変緩和措置の財源については、保険料以外から出されるよう見直しをお願いします。</p>	<p>今回の制度改正により、令和6年度から新たなご負担をお願いするに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約6割の低所得の方（年金収入153万円相当以下の方）については、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするとともに、</li> <li>・ さらにその上の所得の約12%の方（年金収入211万円相当以下の方）についても、令和6年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないようにする</li> </ul> <p>激変緩和措置を講じています。</p> <p>その財源については、現役世代の負担を軽減し、年齢にかかわらず負担能力に応じて公平に負担いただくという観点から、一定以上の所得のある方の保険料や賦課限度額を引き上げることで賄うこととしたものであり、御理解いただきますようお願いいたします。</p>